

細則 1 個人登録・団体登録の詳細。

この細則は、規約第3章・第6条2項に基づき定める。

個人登録料（年間）

小学生	500円
中学生	500円
高校生	1,000円
学生	1,000円
一般	1,000円

団体登録料（年間）

1団体（一般）	5,000円
---------	--------

細則 2 評議員による職務の代行順

この細則は、第4章・第9条・（5）に基づき定める。

- 1、 競技部部长
- 2、 強化部部长
- 3、 普及部部长
- 4、 審判部部长
- 5、 技術等級部部长
- 6、 広報部部长

細則 3 各会の業務内容

この細則は、第14条、1項に基づき定める。

《正副理事長会》

- 1、 各種問題事項に対する審議、決定および、役員会への答申事項。
- 2、 年間大会の日程に関する事項。

《小学部会》

- 1、 小学生を対象にした大会の規定、要項、組合せ、大会運営に関する事項。
- 2、 普及部との連携による小学生および初級者の講習会に関する事項。

《中学部会》

- 1、 中学生を対象にした大会の規定、要項、組合せ、大会運営に関する事項。
- 2、 強化部との連携による中学生の強化練習、講習会等の計画立案、実施に関する事項。

《高体連専門部会》

- 1、 高校生を対象にした大会の規定、要項、組合せ、大会運営に関する事項。
- 2、 強化部との連携による高校生の強化練習、講習会等の計画立案、実施に関する事項。

《強化部会》

- 1、 競技力向上に関する事業計画立案と実施に関する事項。
- 2、 県外派遣選手の選抜並びに強化に関する事項。
- 3、 国体選手の強化に関する事項。
- 4、 指導者の育成と研修に関する事項。
- 5、 長期展望に立った低年齢層の強化策と実施に関する事項。
- 6、 中学・高校部との連携による強化練習等の計画立案と実施に関する事項。
- 7、 普及部と連携を取り、各地区での講習会、研修会、ソフトテニス教室等への助成に関する事項。

《普及部会》

- 1、ソフトテニスの普及、発展に関する事業計画立案と実施に関する事項。
- 2、ソフトテニスの普及のためのPRに関する事項。
- 3、小学部との連携による初級者を対象にしたソフトテニス教室の実施に関する事項。
- 4、強化部との連携による各地区の講習会等及び強化のための助成に関する事項。

《競技部会》

- 1、一般社会人を対象にした大会の規定、要項、組合せ、大会運営等に関する事項。
- 2、大会の収支報告に関する事項。
- 3、大会の周知と試合結果の報道に関する事項。（ラジオ、TV、新聞、日連機関紙等へ）
- 4、各部会との連携によるスムーズな大会運営の調整に関する事項。
- 5、魅力ある大会演出に関する事項。

《審判部会》

- 1、公認審判員の育成、管理に関する事項。
- 2、公認審判員の認定に関する事項。
- 3、審判講習会の計画立案と実施に関する事項。
- 4、大会の審判員編成に関する事項。
- 5、認定料の収支報告に関する事項。

《技術等級部会》

- 1、技術等級の認定に関する事項。
- 2、名誉指導員、指導員、準指導員の認定に関する事項。
- 3、技術等級、指導等級の認定料の収支報告に関する事項。
- 4、検定会の計画立案と実施に関する事項。
- 5、技術等級制度、指導等級制度の啓蒙推進に関する事項。

《広報部会》

- 1、県内外の大会状況、結果等の情報発信に関する事項。
- 2、各大会の写真撮影、記録保管に関する事項。
- 3、ホームページの管理、運用に関する事項。
- 4、年間大会日程表の公開に関する事項。

細則 4 役務費の実費支給

この細則は、第7章、第21条、1項の役員の役務費を定める。

- 1、役員会、評議員会、正副理事長会に出席した者には交通費を支給するものとする。

(1) 定例役員会交通費（近郊）	1,000円
(2) 定例役員会交通費（遠地；うるま市以北）	1,500円
(3) 評議員会 交通費（近郊）	1,000円
(4) 評議員会 交通費（遠地；うるま市以北）	3,000円
- 2、離島または県外へ派遣する場合は、その都度旅費を支給する。

(1) 交通費 実費	
(2) 宿泊料 離島：1泊 6,000円 / 県外：1泊 8,000円	
(3) 航空賃 実費	
- 3、大会運営における役務費について
 - (1) 大会運営に携わる役員には、弁当、飲物を支給する。
 - (2) 大会運営に携わる役員には、交通費定額2,000円を支給する。
- 4、庶務・会計には、月額10,000円の交通費を支給する。

細則 5 役員手当及び庶務・会計報酬

この細則は、規約第22条の役員手当及び庶務・会計報酬について定める。

- 1、役員手当

会 長：5万円（年額）	副会長：2万円（年額）
理事長：5万円（年額）	副理事長：2万円（年額）
事務局長：5万円（年額）	副事務局長：2万円（年額）
- 2、庶務・会計報酬

庶務・会計：8万円（月額）

細則 6 表彰規定

この細則は、第 8 章、第 25 条、表彰に関する規定に基づいて定める。

- 1、 表彰の対象と授与
 - (1) 団体と個人に対して行う。
 - (2) 表彰状と賞品を授与して行う。
- 2、 表彰の期日
 - (1) 表彰は、県連盟の納会の時に行う。但し特例の必要があるときは、随時表彰を行う。
- 3、 表彰者の推薦と決定
 - (1) 日本ソフトテニス連盟、西日本ソフトテニス連盟、九州ソフトテニス連盟、沖縄県、県スポーツ協会等が行う表彰について、表彰するにふさわしい者があると認めたときはこれを推薦することができる。
 - (2) 表彰者の推薦は、各市郡より推薦者を募り事務局にて取りまとめ、役員会へ答申する。
 - (3) 本連盟の役員会は、表彰するにふさわしい者があると認めたときは、これを推薦することができる。
 - (4) 被表彰者は、役員会にて決定する。
- 4、 表彰基準
 - (1) 本県ソフトテニス界の発展に尽力し、その功績が顕著で推奨するに値する業績のあった者。
 - (2) 本連盟に10年以上役員としてその功績が顕著であると認められた者。
 - (3) 優秀な選手やチームの育成に特に顕著であると認められた者。
 - (4) その他、役員会においてその功績が認められる者。
 - (5) 本県ソフトテニスの競技力向上に特に優秀な成績をおさめた者。
 - (6) 全国大会及びブロック別大会で入賞し、優秀な成績をおさめた者。
 - (7) 全国大会で優勝したチームの一員として活躍した選手。
 - (8) 日本代表として選抜された選手。

細則 7 慶弔見舞金の贈与

この細則は、第 8 章、第 26 条、慶弔に関する規定に基づいて定める。

- 1、 慶祝
 - (1) 褒賞（花束・祝電等含む）
 - ① 体育功労賞等 5,000円
 - (2) 弔慰（花輪・弔電等含む）
 - ① 本人および配偶者の死亡 20,000円以内
 - (3) 父母又は子女死亡 弔電
- 2、 見舞金
 - (1) 病氣療養1カ月以上にわたる場合 5,000円
- 3、 祝い金・記念品
 - (1) 沖縄県ソフトテニスの普及・発展のため永年にわたって献身的に尽力した者には役員会の協議を経て、最高30,000円を限度に祝い金または記念品を支出することができる。
- 4、 その他の慶弔については、会長の判断によるものとする。